

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

令和4年9月12日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

世田谷区立男女共同参画センターらぷらす運営委託

(2) 業務内容

世田谷区立男女共同参画センターらぷらすの施設の管理及び男女共同参画の推進を目的とした講座、イベント等事業の企画・運営、相談事業、情報収集・提供

(3) 履行期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

※契約は単年度ごとに締結し、各年度における当該事業の予算配当があること、及びその前年度の履行状況が良好であることを契約締結の条件とする。

※業務内容・スケジュールが変更になる場合は、契約を締結しないことがある。

(4) 履行場所

世田谷区太子堂1丁目12番40号 グレート王寿ビル3～5階

世田谷区立男女共同参画センターらぷらす

※当該所在地は、仮移転先となるため、今後、移転する可能性がある。

2 参加資格

次の要件を満たす事業者であること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む）の規定に該当する者でないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。

(2) 平成29年度以降に、官公庁より次のいずれかを受託した実績があること。

①男女共同参画センターに類する管理運営を受託した実績があること。

②男女共同参画にかかる相談事業、講座事業、施設管理業務いずれについても複数年受託した実績があること（異なる時期に個別に受託した場合も含む）。

(3) 世田谷区から入札参加禁止又は、指名停止の措置を受けている期間中ではないこと。

(4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提案書提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

4 提案書を特定するための評価基準

- (1) 業務の実施に必要な内容についての理解度等
- (2) 業務を安定的に遂行する能力
- (3) 企画提案能力
- (4) 積算金額及び内容の妥当性
- (5) ヒアリングによる説明内容の明確性、的確性、実現可能性

5 手続等

(1) 担当所管課

世田谷区生活文化政策部人権・男女共同参画課

〒156-0043 世田谷区松原6-3-5 梅丘分庁舎3階

電話：03-6304-3453

ファクシミリ：03-6304-3710

※土日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで

(2) 委託事業者募集説明書の交付期間、場所並びに方法

交付期間 令和4年9月12日（月）から9月26日（月）午後5時まで

※土日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで

交付場所 生活文化政策部人権・男女共同参画課及び世田谷区ホームページ

交付方法 (2)の窓口で配布または世田谷区ホームページからダウンロード

(3) 参加表明書の提出期限、提出場所並びに方法

提出期限 令和4年9月26日（月）午後5時まで

提出場所 (1)のとおり

提出方法 持参または郵送（締切日必着。郵送の場合は、書留郵便に限る。）

(4) 財務審査書類の提出期限、提出場所並びに方法

提出期限 令和4年10月5日（水）午後5時まで

提出場所 (1)のとおり

提出方法 持参

(5) 提案書の提出期限並びに提出場所並びに方法

提出期限 令和4年10月26日（水）午後5時まで

提出場所 (1)のとおり

提出方法 持参

6 その他

- (1) 提出書類の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 参加表明書または提案書に虚偽の記載をした提出者は、失格とする。
- (3) 提出された書類は返却しない。また、提案書の著作権は提出事業者に帰属するが、区において情報開示等が必要な場合は、当該提案書の内容を無償で使用できるものとする。
- (4) 提出書類提出後において、原則として提出書類に記載された内容の変更を認めない。
また、提出書類に記載した各担当者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の担当者であるとの発注者の了解を得なければならない。

- (5) 提案書の内容は事業者の選定にのみ使用し、区はその提案内容に拘束されないものとする。なお、提案書の内容を契約の特記仕様書に反映する場合、区は、業務の具体的な実施方法について提案を求めることができる。
- (6) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本通貨に限る
- (7) 契約保証金：免除
- (8) 契約書作成の要否：要
- (9) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無：無
- (10) 関連情報を入手するための照会窓口
担当所管課、世田谷区ホームページ、区政情報センターなど
- (11) 区はこの提案に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。